広島県告示第十五号

令和元年広島県告示第七百五十七号（広島県立福山若草園における手数料）の一部を次のように改正し、令和七年一月九日から施行する。

令和七年一月九日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前

区分			単位	金額
健康診断料又は予防接種料	料	（略）	（略）	（略）
	予防接種	（略）	（略）	（略）
		インフルエンザ（略）	（略）	（略）
		インフルエンザ予診のみ	一回につき	一、九九〇円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正後

区分			単位	金額
健康診断料又は予防接種料	料	（略）	（略）	（略）
	予防接種	（略）	（略）	（略）
		インフルエンザ（略）	（略）	（略）
		インフルエンザ予診のみ	一回につき	三、二〇〇円
		経鼻弱毒性インフルエンザワクチン	一回につき	八、七〇〇円
		経鼻弱毒性インフルエンザワクチン予診のみ	一回につき	三、二〇〇円
		新型コロナウイルスワクチン	一回につき	一五、五七〇円
		新型コロナウイルスワクチン予診のみ	一回につき	三、二〇〇円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）